

新潟県立加茂高等学校いじめ防止基本方針

- 本校では、すべての教職員が、「いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得る」という事を踏まえ、生徒の人権を守りながら「いじめが起きにくい、いじめを許さない学校づくり」を学校組織をあげて取り組みます。

いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、「いじめ防止対策推進法」第2条を踏まえ、次のとおり定義する。なお、本方針におけるいじめとは、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条を踏まえ、次のとおり定義するいじめ類似行為を包含している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係注1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響注2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

また、「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条より）

注1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

注2 「物理的影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

- いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ防止・対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら「いじめが起きにくい、いじめを許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向けて組織的に対応します。

学校いじめ対策組織の構成員（「新潟県いじめ防止基本方針」より）

当該学校の複数の教職員注3に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される常設の『学校いじめ対策組織』を置くものとする。また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員OB、警察官経験等の外部専門家の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

注3 「当該学校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、いじめ対策推進教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる職員等から、学校の実状に合わせて選出する。

- 本校の「いじめ防止対策委員会」の構成員は、学校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、人権、同和教育推進委員会委員長、スクールカウンセラーで組織しています。特に重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法 第28条」より）

- 一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 本基本方針に基づいた「新潟県立加茂高等学校いじめ防止行動計画」を設け、教職員は基本方針の実践に努めます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ防止・対策委員会を組織することで、様々な教育活動を通していじめの未然防止対策を図るとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向けて組織的に対応します。
- いじめ防止対策委員会は、いじめの未然防止・早期発見のために定期開催するとともに、緊急時には関係の部署を招集します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒1人1人が、豊かな心を育み、他者の多様性を認めながら道徳性を身につけていくことを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図られるよう、人権教育を中心に据えた計画的な指導を実践します。
- 生徒自身が自分の感情表現を適切に行いながら自己理解や他者理解を深め、学校の様々な教育活動に意欲的、主体的に取り組めるよう、「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめ抑止に向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、すべての教職員が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化やいじめの予兆を見逃さないようにします。

- 日頃から生徒との信頼関係を深めながら面談を行うなど、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者や関係機関と連携して信頼関係を深め、いじめに気付くネットワーク構築、情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく、迅速に組織的対応を行います。
- いじめを把握した際には、被害生徒の心のケアや安全確保を第一に心がけます。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、早期から SC とも連携しながらケース会議で丁寧なアセスメントを行い、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け、取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを認識するよう指導し、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方について継続的なモニタリングを重ねながら指導・援助し、良好な人間関係の修復に努めます。
- 問題に応じて、警察等関係機関と密接に連携します。また、保護者へのきめ細やかな連絡、相談を行い、早期のいじめ解決に向け行動します。

令和2年4月1日制定

令和4年3月31日改訂

令和5年10月2日改訂

令和6年3月29日改訂